

関根正直の文法研究

一「語法私見」の位置づけ一

島田 康行

0. はじめに

国文学者、また故実家として知られる関根正直（1860～1932）に、「語法私見」（『早稲田文学』第86号、明治28年4月）と題する論考がある。

この論考について福井（1934）は、「種々の人が批評を加へ提出者が弁解する、更に質問を發する人もあつて斯壇を賑した」（p.254）と述べ、「崩れた近古の文法も斥けないといふ説からやがては口語法の研究を促進する一つの導きにはなつたと考へられる」（p.256）と評した。

実は、明治28年の『早稲田文学』には、同じ関根の論考「語尾私見」（第87号、同年5月）「係り結びの規則に就いて」（第88号、同年5月）の二篇がある。そして本稿では、この三篇、すなわち「語法私見」「語尾私見」「係り結びの規則に就いて」の論考をまとめて「語法私見」と呼ぶことにする。そうすることの理由については次節に述べる。

「語法私見」は、いわゆる「普通文」の整備を志向するものであるが、そのような志向はのちに「文法上許容すべき事項」の告示（明治38年）という形で公的なものとなり、一つのピークを迎えるに至った。

本稿は、こうした明治中期における「普通文」整備に向けた流れの中に「語法私見」が、また、関根正直の文法研究が、いかに位置づけられるのかを考えようとするものである。

1. 「語法私見」とは

先述のように、明治28年の『早稲田文学』には、関根正直による三篇の論考があり、それぞれに「語法私見」「語尾私見」「係り結びの規則に就いて」と題名が付されている。

ここではまず、これら三篇がひとまとまりの内容を備えた論考であり、その全体を「語法私見」の名のもとに認知してよいものであることを明らかにしておきたい。

福井（1934）は、明治の文法研究史を素描する中で、この三篇の論考について次のように述べている。

関根正直氏は明治二十八年四月早稲田文学誌上に語法私見と題する意見を發表し、中古文に存する語格中、長い年月の間にやうやくくづれてゐる語法を公認しようし(ママ)と希望し、次の八条を挙げた。

- 一、活語の制限を弛ぶべきこと。
- 二、志久活の類の終止言を「あしゝ」「嬉しゝ」といふも差支なきこと。
- 三、連体言を終止言にも代用すること。
- 四、終止言は未来の詞ともなるべきこと。
- 五、「と」といふ助辞の連続法を弛ぶべきこと。
- 六、「の」といふ助辞の連続法を弛ぶべきこと。
- 七、「や」「か」といふ助辞の連続法を弛ぶべきこと。
- 八、「受けり」「見えり」の類誤りとすべからざること。(p. 253)

確かに「語法私見と題する意見」が發表されたのは、「明治二十八年四月早稲田文学誌上」であるが、ここで福井（1934）が言及する内容は、同誌第86号（明治28年4月）所収「語法私見」の範囲に留まらない。同号の「語法私見」に収められているのは「第一 活語の制限を弛ぶべき事」から「第三 連体言を終止言にも代用すべき事」までの内容であり、「第四 終止言連体言は未来の詞ともなるべき事」以下、「第八 「受けり」「見えり」の類誤りとすべからざる事」までは、第87号（同年5月）所収「語尾私見」の内容である。

一～三が「語法私見」、四～八が「語尾私見」という題の在り方にはやや奇異な印象を受ける。四～八の内容が必ずしも「語尾」に関する考察と言えないことも不審であるが、掲載誌の目次・本文はいずれも「語尾私見」であり、また第88号（同年5月）の「前号目次」にも「語尾私見」と記されている¹¹。

ともあれ、福井（1934）が上の八項目全体を「語法私見」と見なしていることに疑いはなく、またそれはきわめて自然な考え方であるとも言える。

さらに、

関根氏は同誌に「係り結びの規則に就いて」と題し、係結の規則は修辭上の論で、普通の国語学上にはその沙汰がなくとも不便のない由を述べた。これも語法私見の一追加と見做してもよろしい。(p.254)

として、第88号(同年5月)所収「係り結びの規則に就いて」を「語法私見」の「一追加」と位置づけている。

当の関根は「語尾私見」の末尾において、

此の外、「係り結び」の規則に関しても大方の高見を仰がんと欲すれども、毎号活気なき論説を、永々と掲げんもいかゞと思ひ、一まづ筆を擱く事とせり。

と、ひとまずの区切りをつけながら、係り結びの規則に関する意見を世に問う準備があることを明言し、実際に直後の号において発表したわけである。その内容は、係り結びを修辭上の事項として扱うにとどめ、普通文にはその規則を適用するに及ばず、という趣旨であり、これは前二篇の趣旨の延長上にあると言ってよい。また、この「係り結びの規則に就いて」は次のように閉じられる。

世の文学家教育家たち、いかにかおぼす。よしとかあしとか論し給へ。

(完)

末尾の「(完)」は、一連の論考がまさにここで完結すること、すなわち、「係り結びの規則に就いて」までの三編が、統一的な内容を備えた、ひとまとまりの論考であることを示したものと考えてよいだろう。

また、「語法私見」(第86号所収)の発表後、『早稲田文学』にはこの論考に対する賛否両論が相次いで掲載された。上田万年「語法私見のをはりに書す」(第90号所収)もその一つである。その中で上田は、関根の一連の論考について

君が語法私見三号三十八ページにわたるも、余輩は此上に涙をば見出し得べし、血をば決して認め兼ねるなり。(下線引用者)

と述べている。上田もまた「三号三十八ページにわたる」三篇全体を「語法私

見」の名で呼ぶべきひとつのまとまりと捉えていたことが知られる。

これらのことから本稿では、『早稲田文学』第86～88号所収の「語法私見」「語尾私見」「係り結びの規則に就いて」の三篇の論考をまとめて「語法私見」と呼ぶこととし、個々の論考について言及する場合は「語法私見」（第86号）のように、『早稲田文学』の所収号を付して表記することとする。

2. 「語法私見」まで — 関根正直の文法研究 —

2. 1 古典講習科

関根正直は、日本橋茅場町の生まれ。幼名又三郎・直三郎。明治19年、東京大学文学部附設の古典講習科甲課（国書課）を卒業。同級生に、萩野由之、落合直文、小中村義象らがいた。また、乙課（漢書課）の教授に中村敬宇がいた。正直の名は、敬宇中村正直に私淑して名乗ったものという。

後に『古事類苑』の編集に従事し、明治34年からは東京帝国大学国文学科講師を勤めた。華族女学校、学習院、東京女子高等師範学校教授などを歴任、大正13年に退官するまで宮内庁御用掛の任にあった。また、大槻文彦の没後、新村出とともに『大言海』の編集・刊行に与って力があったという^[2]。

山本（1965）は、古典講習科の同期生、萩野由之^[3]と関根正直の二人が、明治20～21年の『東洋学会雑誌』に相次いで寄せた二本の論説、すなわち「和文ヲ論ス」^[4]「国語ノ本体並ヒニ其価値」^[5]を、「いずれも近代語として当代通用の漢語・洋語の撰取と文法を正しくすることによって、平易で有用な明治的新国文を樹立し、以て在来の漢文直訳体（かな交り文）を普通文の王座から追っばらいそれにとってかわらせようとするもの」（pp.743-744）と位置づけている。関根の論説は、「国語」を「ラングエーヂト云フ英語ノ訳字ナルベク聞ユ」としたうえで、「国語ノ本体」が「今日通用ノ言語」「今日普通ノ言文」であることを繰り返し述べ、「今日普通ノ語法文格ヲ改新シ、雅正ナル国文ヲ一定スル」ことの重要性を強調する^[6]。新しい普通文確立の必要性を、いち早く説いたものであったと言える。

さらに、明治21年、関根正直は萩野由之、小中村義象らとともに、幹事として「日本文章会」の設立に関与する。これも山本（1965）によれば、この会は高崎正風ら三名を發起人とし、会員には黒川真頼、阪正臣、落合直文、大槻文彦らが名を連ねた。普通文の文体を模索するために会員から文章を募り、実践的な相互批評の場とすることを意図した会であった。言文一致運動の流れの中

では「さして魅力的でなく、その反響もさして大きかったとはいえない」(p. 751)が、関根らの目指すところは一貫していたと言える。

また、同じ21年の編著『近体国文教科書』は、「国文」の名を冠する教科書の先駆けであるとともに、その代表的なものでもある。その「例言」には「雅文、すなわち古文」が「日用通行を目的として、当今の言事を書き記さんには、すこぶる不適當と覚ゆ」とあって、「国文」を「雅文」「古文」からはっきりと区別している。その背景に、当時高揚した国家意識、国語と国民と国家とを結びつけようとする意識が働いたであろうことは、古田他(1965)、イ(1996)の等しく指摘するところである。なお、これに関して、先述の荻野由之「和文ヲ論ス」には、

擬古文ト今文トノ用ヲ判然區別スルコト必用ナルヘシ…(中略)…前年大学ノ古典科ニ於テモ、既ニ此區別ヲ立テ、今文ヲハ日用文ト称シタルコトナリ

とあって、明治19年以前、すでに古典講習科には「日用通行」の実用文を擬古文と区別しようとする認識が広まっていたことが知られる。

2. 2 文法関係の著作

関根による文法関係の著作には、『国語学』(明治24年)、『国語学参考』(明治26年)、『普通国語学』(明治28年)の三点がある。

このうち『国語学』は、那珂通世『国語学』(明治23年)に次いで、「国語学」という呼称を最も早くその題に冠した書物でもある^[7]。この文典は女学校などに広く用いられ明治24年中に再版、翌25年に三版、26年には四、五版と順調に版を重ね、明治28年には九版に及んだ。その序には、

本書に説ける事どもは、新旧を斟酌し、是彼を折衷して、更に排置点綴せしまでなれば、遺漏杜撰も多かるべし。且は、一も自家の創見なきを恥づれど、偏に初学の便利に供し、斯学の普及を謀らむの微意なり。

とあって、初学者への文法教育を強く意識したものになっている。内容については大槻文彦『語法指南』などとの関連が指摘されるが^[8]、全体の最後に「句格」と称して係り結びに関する一章を置き、独自の解説を施している点が注目

される。また、明治26年刊行の『国語学参考』は、本書の附録として出版された教師用の自修書であり、「文典に於ける参考書の濫觴とすべきか」(福井1907: 255)と評される。

さらに明治28年、「語法私見」が発表された年には『普通国語学』が刊行されている。

若き日の山田孝雄が丹波篠山の鳳鳴義塾で教鞭を取っていたとき、一学生に教科書の誤りを指摘されて文法研究を強く志すに至った、という逸話があるが、そのとき使われていた教科書がこの『普通国語学』である^[9]。

その序に

此の書に説ける所よりも、較、高古に且聊か精細なるは、過ぎし廿四年の旧著なれど、別に『国語学』および『国語学参考』といふ書あり。就いて見らるべし。

とあるとおり、『国語学』の内容に整理を加えつつ、その概略を述べたものと言うことができる。

この『普通国語学』には、前著『国語学』の「句格」に相当する部分も継承されており(下篇第五章)、その一部は「語法私見」の最終章となる「係り結びの規則に就いて」(第88号)において、再び論じられるところとなる。ここでは、その内容が『国語学』から継承されたものであることを指摘しておく。

3. 「語法私見」の内容

「語法私見」は、「第一 活語の制限を弛ぶべき事」以下、従来の文語文法に許容事項を認めようとする八項目の提言と、係り結びに関する一つの見解とからなっている。

関根は文法研究の意義を説いて^[10]「思ふに先進の士のまづ古文法を講究せしは、大かた今日に適すべき新語法を発見せんの準備なりけん」と言い、文法研究家は「能く変遷の由来を考へて、今日の時勢に適応すべき、文法の統一を許るべき也」と言う。こうした関根の考え方は、「たとひ古法には異なりとも、読書述作の上に不都合を認めざる限りは、今日の語法として、一般に通用すべく定めなば便利なるべし」という提案に自然に結びついている。

福井(1907)は、「語法私見」の方法が「一般には歓迎せられざりしが、昨

年十一月に至り国語調査会の報告に基き文部省より文法許容案の発布せらるゝに及び、実行せらるゝに至れり」(p. 256)とした。

確かに、明治21年の論説「国語ノ本体並ヒニ其価値」に見られるように、関根が早くから新しい時代に相応しい普通文を志向していたとは言える。明治38年の文部大臣告示「文法上許容すべき事項」も、そうした新しい普通文の確立を志向する流れの中に生まれたものであることは疑いない。しかしその施策に、関根の「語法私見」が果たしてどの程度まで関連を持つのかは、改めて確かめられるべき問題である。

そこで、次には「語法私見」第一～第八の各項目に示される提案の内容を、「文法上許容すべき事項」(明治38年、以下「許容」と略称)、またその骨子となった『現行普通文法改定案調査報告之一』(明治39年、以下「報告」と略称)の内容と比較検討し、三者の関係について考える手立てとする。また、「係り結びの規則に就いて」の内容についても概観する。

3. 1 第一 活語の制限を弛ぶべき事

ここでは「隠る」「避く」など、過去に活用を変じた語の存在を根拠として、いくつかの動詞に生じた新たな活用を、誤りとして排除せずに、従来の活用と併存させることが主張される。具体的には、「蹴る」を四段に活用させることや、「用ゐる」と並んで上二段の「用ふ(う)」を使用すること、また「恨む」を四段に活用させることなどが、認められるべき例として挙げられている。

しかし、「蹴る」とともに「射る」にも四段活用を認め、「用ふ」とともに「率ふ」を認める一方で、「用ゆ」は「抛り所もなく、又用ひ慣れたる歴史もなければ」認めないなど、判断の基準や併存を認める範囲に判然としないところがある。突きつめて言えば、新たな活用の中には、古来の活用と併存させて、普通文中に生かすべきものがあるという考えを漠然と述べたにすぎない、と捉えることもできる。ただ少なくとも、旧来の文法にとらわれず、普通文独自の文法が考えられてよいという姿勢は読み取ることができる。

後の『報告』・『許容』も、「語法私見」と同様の、動詞の活用の問題を取り上げるが、いずれも特定の動詞を対象にした限定的な提案である。

まず、『報告』は「(十)死ぬる、恨むるヲ四段活用トスル事」において、「語法私見」も挙げる「恨む」の例を取り上げている。しかし、結論としては「文法統一上、古格ノ一方ニ規定スベシ」と、これを四段に活用することを認めていない。

一方、「許容」は「一、「居リ」「恨ム」「死ヌ」ヲ四段活用ノ動詞トシテ用キルモ妨ナシ」として、「恨む」の四段活用化を許容している。

『報告』は文法の「改定」をも視野に入れた調査報告である。対して「許容」は、慣用の広い語法については断片的なものでも認め、教科書の編纂や検定に応用しようとする施策である。両者は自ずから性格を異にする^[11]が、結果を見れば、ともに「語法私見」が漠然と示した問題を限定的に取り上げ、それぞれの立場から答えを出していると言える。

3. 2 第二 志久活の終止言を「あしし」「嬉しし」といふも差支へなき事 シク活用形容詞の終止形に「～しし」の形が用いられることについて「双方とも便宜に任せて置くべし」とする。

この語法は新聞や教科書にはほとんど現れない（岡本1981, 1982）が、『報告』は「戯曲、歌謡ノ類ニハ、一種ノ用途アリ」として「～し」との併存を認め、その使用を「叙述者ノ修辞上ノ取捨ニ」任せた。また「許容」も「～しし」使用の「習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ」と「～し」との併存を認めている。

「語法私見」は両者に先駆けてこの語法の許容を提案していることになる。

ただし、「語法私見」が「～しし」を認めるのは、単に「転化せし由来を尋ね、系統を失はざる限り、…（中略）…今日慣用のまゝに任せ」ようということであり、『報告』に見えるような、表現様式の違いに関連した言及はない。

3. 3 第三 連体言を終止言にも代用すべき事

連体形終止のほか、「受くるとも」「出張するといふ」「行きしと雖も」などを例に、上・下二段、カ・サ・ラ変動詞など広く活用語一般の連体形を新たに終止形として認め、従来の終止形と併存させることを提案している。「猶正しく昔ながらの終止言を用ふる場合」の多いことを認める一方で、「今日現行の言文に就き、成る可きだけ苛細に過ぎず、寛きに譲りて、語法の統一を求むる」という立場である。

また、「つらつら思ふに、数百年の後には、上下二段活用言は、遂に上下一段活語に成りはつべし。然らむ後は、終止言の議論も消えらるだろうと述べ、これが過渡期の問題であるとの認識を示している。

これについても、『報告』・「許容」は、文末用法の「や」（疑問）に続く場合、格助詞「と」に続く場合、接続助詞「とも」に続く場合、助動詞「き」の連体形終止、「居り」の四段活用化と、それぞれの場合について判断を示している。

そして細部では判断の異なる部分も少なくない。「語法私見」が一括して示した問題を、『報告』・「許容」が限定的に取り上げ、それぞれの立場から答を出すという構図は、「第一 活語の制限を弛ぶべき事」の場合と同様である。

3. 4 第四 終止言連体言は未来の詞ともなるべき事

ここから、「語尾私見」(第87号)の内容になる。

この項目ではまず、活用形の名称に、性質に由来する「未然、已然」と用法に由来する「連用、連体、終止」とが混在することの不備を指摘する。ただ、それに続けて「未然言」は「多く未来の時格をあらはし」、「終止言と連体言」は「時格の上よりいはゞ、先づ現在の動作を顕す詞」であるとするのは、名称に囚われたゆえの誤りと言うべきである。

さらに、この「終止言と連体言」を以って「明日行く」「来たる幾日」のように未来のことを言い表しても差し支えないという内容をわざわざ述べるのであるが、実際には問題にならない内容であり、『報告』・「許容」ともに、このことに触れるところはない。

3. 5 第五 「と」といふ助詞連続法を弛ぶべき事

助詞の「と」が連体形を受けることを認めるという内容であり、「第三 連体言を終止言にも代用すべき事」の内容の一部を逆方向から述べていることになる。

このことについて『報告』は「上ノ句、又ハ文ヲ指ス場合ニハ、必ズシモ終止形ヲ受クルヲ要セズ」、「許容」は「連体言ニ連続スル習慣アルモノハ之ニ從フモ妨ナシ」と、同様の内容を提案しており、「語法私見」の記述は両者に先駆けた提言であると言える。

なお、『報告』の記述は、サ変動詞の場合などの例外を除いて「総テ其句末ノ活用語ヲ連体形トスルヲ通則ト定ム」という一歩踏み込んだ提言になっている。

3. 6 第六 「の」といふ助詞の連続法を弛ぶべき事

「義に勇むの士」「花を見るの記」など、動詞連体形を「の」を介して下の名詞に接続する例を誤りとすべきでない、という内容である。当時、広く浸透していた語法で、ここでも「今日の学者たちも、これだけは是認する所なり」と説明されている^[12]。

『報告』は「公用文ニ於テハ、既ニ其常格トナレリ」としてこれを認め、「許容」もまたこの用法を「妨ナシ」とした。この語法もまた結果的には「語法私見」がいち早く許容を提言した恰好になっている^[19]。

3. 7 第七 「や」「か」といふ助詞の連続法を弛ぶべき事

この項目では、二つの問題がまとめて取り上げられる。

一つは、文末にあって疑問を表す助詞の「や」の接続の問題である。すなわち、旧来の文法では「や」は終止形に接続するものとするが、普通文にあっては連体形に接続するものも誤りとしなないという提案である。中世以降、例の増えた語法であり、『報告』はこの語法を普通文の「正格ト定ムベシ」とし(二)、「許容」も「妨ナシ」とした(十)。

もう一つは、疑問を表す語とともに使われる助詞の「や」の問題である。例えば「何をか思ふ」の「か」に代えて「や」を用いるのは、近世以降の文法書類がこぞって誤りとするところであるが、「語法私見」は助詞を文末に移した「何を思ふか／や」の両形を認めようとする。またその後、『報告』はこうした「や」の用法を「正格ト定ムベシ」とし(一)、「許容」は「誰ニヤ問ハン」「如何ナル故ニヤ」などを例に挙げて「妨ナシ」とした(十四)。

3. 8 「受けり」「見えり」の類誤りとすべからざる事

本来、接続に制約のある助動詞「り」を、「受く・見ゆ」など下二段動詞に下接させて用いることを認めようとする提案である。この問題については『報告』・「許容」ともに触れるところがない。この語法の定着度が相対的に高くなかったことによるものと思われる。

実際には、「語法私見」はこれを助動詞の接続の問題としたのではない。「咲けり」「受けり」をそれぞれ一語化したものと捉え、「四段活語のみ、良行変格活語に移りて、しか活用する一語を成しけん。今は下二段活語も、亦同じ道筋を進みて「受けり」「見えり」とも云はる、迄に至りし」との認識を示したものである。「咲けり」を「咲け+り」と分割せずに一語と捉えた感覚はそれとして評価できるが、「咲けり」が生まれた過程の理解には不確かなところもある。

3. 9 係り結びの規則に就いて

『早稲田文学』第88号(明治28年6月)所収の内容であり、表紙の目次にも

本文にも「係り結びの規則に就いて」の題が見える。独立した一篇としてのまとまりを備えてはいるが、前号「語尾私見」(第87号)までの内容に関連をもたせて記述された箇所もある。

関根正直は、この論考の主旨を五つにまとめて末尾に示している。このうち

一、係り結びの規則は三類に分かる。

二、「の」「が」「なに」「など」「たれ」「いつ」「いづれ」の類は、…(中略)…終止言にて結ぶも苦しからず。

の二項は『国語学』(明治24年)下篇「句格」に示された内容とほぼ同じである。そして残る三項の内容は、係り結びは、ただ修辭学上の技法と位置づけて教育すべし、普通文中にはもはや稀にしか用いられないものもあるが、古雅を求める修辭上の必要からこれを使う場合は旧來どおりの文法によるべし、と概括し得る。

前節までに見てきたように、「語尾私見」(第87号)までの二篇は、新たな語法と旧來の語法との併存を提案するものであったが、この一篇は、係り結びについて、用途を限って旧來の用法に従おうと提案するものである。

4. 「語法私見」をめぐる議論

先にも述べたように、「語法私見」(第86号)発表直後から、『早稲田文学』にはこの論考に対する賛否両論が相次いで掲載された。例えば、「語尾私見」が掲載された第87号には早くも阪正臣「語法私見を讀みて」が見え、「係り結びの規則に就いて」の第88号には「と、き」なる人物の投稿「語法私見を讀みて」が載る。また同じ頃、『太陽』誌上にも岸上質軒「語法私見を讀む」(第6号 明治28年6月)が掲載されている。

ここではこれらの中から、「語法私見」、または関根正直の文法研究を位置づける上で注目される二つの論評について内容を検討する。

4. 1 上田万年「語法私見のをはりに書す」^[14]

明治27年、ヨーロッパ留学から戻った上田万年は、「国語と国家と」「国語研究に就て」の二つの講演で、国語と国家との不可分の結びつきと国語学の使命とを説いた。この講演の中で上田は、上古中古の文にのみ国語の規範を求めて近代のことばには目を向けてこなかった旧來の国語学を厳しく批判する。その上田が、当代の普通文に独自の文法を認めようとする関根の論考に関心を抱く

のは当然のことでもあったろう。上田は「語法私見」が「新しき語学の発達すべき初歩」として「新しき語学を説く人」には歓迎されるだろうとした上で、次のように述べる。

これこそ大勢に伴ふものなれと断定し、世間をして一定の方針の下に、これを執行せしむべき勇気をば持ちたまはず。…(中略)…君がよらずさはず的の筆鋒は、こうもいへるあゝもいへるといふ考証と共に、到底世人の心服と信用とを購ひがたからむ。

ここでは旧来の文法の枠組みに囚われまいとする「語法私見」の精神には賛意を示すものの、「一定の方針の下に」新しい枠組みを作り上げようとする決意に欠けることに対する不満が述べられている。「明治の大御世の普通文」の確立を唱えた上田にとって、旧来の規範的な語法と新たな語法との併存を主要なテーマとする「語法私見」の内容は、やはり不十分に思えるはずである。

その意味で、「語法私見のをはりに書す」は、この時、旧来の古文とは一線を画した明治普通文の確立をめざしていた上田の志向がはっきりと現れた資料と言える。

後に、上田が主事を務めた国語調査委員会(明治35年官制)は、「現行普通文体ノ整理ニ就キテ」を「普通教育ニ於ケル目下ノ急」と位置づけて調査を進めることになる。そして、委員会によって編纂された^[15]『報告』は、その名の通り「現行普通文法」の「改定」を念頭に置いたものとなっている。

4. 2 高津敏三郎「関根君の語法私見を読みて」^[16]

高津敏三郎は、上田万年同様、「文章を書く者に、自由を與へんとせられたる精神」に賛意を表しながら、「単に従来の文法語格を寛うするのみを以て、その方法とせられたるは、余の頗る了解に苦むところなり」と、「語法私見」の示す方法に対する不満を述べた。

このときすでに『日本中文典』(明治24年)などの文法書を著していた高津は、

関根君の所説の如きは、いかにも普通の文法書には、見えざること多けれども、さりとして、今迄に文法書を作りたる者の、気付かざりし点にもあらず。随て、その著作の文法書にこそ、之を明記して、その使用を奨励せざ

れど、現時の通行文に於ては、之を一種の語格として許容し、放任せる者は少からず。…（中略）…要するに、関根君が列挙せられたる箇条の幾分を、他の国文家に於ても、然思へりしところにして、唯だ之をとり纏めて云ひ出さざりしのみならん。

と述べる。

しかし、許容しながら「放任」することと、「之をとり纏めて云ひ出」すこととは、態度において明確な差があると言うべきだろう。「語法私見」に取り上げられた語法の多くは、当時、相当に浸透していたものである。文法研究者の中にも「許容し、放任」する者が少なくなかったということは、それらの語法がすでにある程度の社会性を備えていたことを意味していよう。それを新しい語法、明治の語法として旧来のものと併存させようと提言することは、それを許容しながら「放任」することとは明確に立場を異にするものである。高津の言うように、関根の指摘には目新しさはなかったかもしれないが、文法上の位置づけがはっきりしない、強いて言えば「誤り」とされる語法に、新たな位置づけを与えようとするものであったと言える。

5. 結語 —「語法私見」の位置づけ—

高津鉄三郎によれば、「語法私見」の取り上げた語法は、「文法書にこそ、之を明記して、その使用を奨励せざれど」とされるが、実際には、むしろ誤りとして指摘されている場合も少なくない。

例えば、「当時世にもてはやされた文典の一つ」（福井1934：232）である『中等教育日本文典』（落合直文・小中村義象，明治23年）は、巻末附録の「語格問答」で、誤りやすい文法上の問題を取り上げ、明確な区別を求めている。また『新撰日本文典』（手島春治，明治32年）は、「（四段動詞）せ+し」などの語法について「用ひ誤ること多し。注意すべき事なり」（上巻）とする。『中等国文典』（三土忠造，明治31年）でもこれらは「誤なり」とされている（下巻）。明治20～30年代の文法書では、旧来の文法に基づいた説明がなされ、新しい語法については規範に外れるものとして言及されるのが普通であった。

それが、『中等教科明治文典』（芳賀矢一，明治38年）になると、ようやく「（四段動詞）せ+し」について、「目下広く行はるれども、未だ一般に承認されず」（巻之二）といった記述が現れる。芳賀矢一は、国語調査委員会委員として「許

容」の内容整備にも深く関与した人物である。本書が刊行された明治38年は、ついにその「許容」が告示された年でもあった。

こうした流れに「語法私見」を置いてみると、明治28年の段階で、新たな語法を許容し、旧来の語法と併存させようと提言したことは、やはり「いち早く」と形容し得るだろう。

提言の内容を個々に見ると、「語法私見」が取り上げた内容が、結果的に『報告』・「許容」にもそのまま継承されているものがいくつかある。また、「語法私見」が漠然と示した内容を、『報告』・「許容」が限定的に取り上げて、それぞれに答えを示した場合もある。高津が指摘するように、「語法私見」の取り上げた内容の多くは、「今迄に文法書を作りたる者の、気付かざりし点にもあらず」、同様の内容が『報告』・「許容」で再び取り上げられていることには、特別な意味を見出すべきではないかもしれない。しかし、新しい語法の使用を積極的に許容する、また旧語法との併存を認めるという方法は、「語法私見」を嚆矢として、「許容」へと継承されたのである。

注

- [1] 実際には、第87号目次・第88号前号目次には、「語尾私見（終止言連体言は未来の詞ともなるべき事、「と」といふ助詞の連続法を弛ぶべき事、「の」といふ助詞の連続法を弛ぶべき事、「や」「か」といふ助詞の連続法を弛ぶべき事、「受け」(マ)「見えり」の類誤りとすべからざる事)」と、括弧内に見出しが附記されている。
- [2] 大槻如電による「大言海刊行緒言」に「校監の事は一切関根新村の両博士に囑したり」とある。新村出による「序文」、大槻茂雄による「大言海第一巻の発刊に際して」にも関根正直の名は見えている。ただし『大言海』編纂の状況を詳述する倉島（1997）には関根の名が一度も挙っていない。
- [3] 山本（1965）は萩野由之を古典講習科卒とするが、町田（1998）によれば乙課（漢書課）中退。
- [4] 萩野由之「和文ヲ論ス」『東洋学会雑誌』第二編第二号（1887：山本1979所収）
- [5] 関根正直「国語ノ本体並ヒニ其価値」『東洋学会雑誌』第二編第三号（1888：山本1979所収）
- [6] イ（1996）は、関根にとって、国語学の「真の目的」が「言語規範の確立」であったことを指摘し、関根の言説は、その規範の確立を「国家の存立と不可分のもの」と位置づけるものであったとする（p. 92）。
- [7] 清水（2000）による。
- [8] 福井（1907）は「物集博士の辞の林の巻首の語法・大槻文彦氏の語法指南に

負ふ所甚多く、また落合氏の文典にも資りたる所あるが如し」(p. 253) とする。また、山東 (2002) は「折衷文典」を改めて定義した上で本書をその一つに数えている (p. 265)。

- [9] 佐藤 (1983) による。
 [10] 「語法私見」(第86号) pp. 16-19
 [11] 島田康行 (2000a, b) に詳述。
 [12] 戦後に至ってもなお散見されたほど、定着した語法であった。小林 (1959) は、「現代語でもかなり行われていることがわかった」として、この語法の成立過程を調査している。
 [13] 『報告』・「許容」とともに例として「花を見るの記」を挙げる。また、芳賀矢一『中等教科明治文典』(明治38年)も「花を見るの記」を例に挙げて、「体言の下につきたる助詞はすべて動詞、形容詞または活用連語の連体形の下に添ふことを得」(巻二第十三章) とする。
 [14] 『早稲田文学』第90号, 明治28年6月, pp. 333-335
 [15] 『報告』の「緒言」によれば、国語調査委員会補助委員の大矢透によってまとめられ委員会に提出された報告書の一部である。
 [16] 『早稲田文学』第97号, 明治28年10月, pp. 701-707

引用文献

- 福井久蔵 (1907) 『日本文法史』大日本図書
 ——— (1934) 『増訂日本文法史』成美堂 (復刊：国書刊行会1981)
 東京帝国大学 (1942) 『東京帝国大学学術大観 総説 文学部』東京帝国大学
 小林芳規 (1959) 「「花を見るの記」の言い方の成立追考」『文学論藻』第14号
 古田東朔・亀井孝他 (1965) 『日本語の歴史 6 新しい国語への歩み』平凡社
 山本正秀 (1965) 『近代文体発生の史的的研究』岩波書店
 ——— (1979) 『近代文体形成史料集成：発生篇』桜楓社
 岡本 勲 (1981) 「「文法上許容ニ関スル事項」の語法の位相」『中京大学文学部紀要』第16巻2号
 ——— (1982) 「明治の新聞の文章」『中京大学文学部紀要』第16巻3・4号
 佐藤喜代治 (1983) 「山田孝雄伝 (一)」『日本語学』第2巻第12号
 イ・ヨンスク (1996) 『「国語」という思想 近代日本の言語認識』岩波書店
 倉島長正 (1997) 『「国語」と「国語辞典」の時代 上・下』小学館
 町田三郎 (1998) 「東京大学「古典講習科」の人々」『明治の漢学者たち』研文出版
 清水康行 (2000) 「「国語学」という選択」『国語学』第200号
 島田康行 (2000a) 「解説」『現行普通文法改定案調査報告之一』勉誠出版
 ——— (2000b) 「明治期における文語文法改定の試み—「現行普通文法改定案調査報告之一」再考—」『文芸言語研究 言語編』38
 山東 功 (2002) 『明治前期日本文典の研究』和泉書院